

## 広島県合同輸血療法委員会設置要綱

### (目的)

第1条 本会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血医療の標準化をめざすものとする。

### (構成)

第2条 本会は次に掲げる者によって構成する。

1. 広島県内医療機関の輸血療法委員会から選出された者（委員長又は副委員長若しくは特に当該機関の長から推薦のあった者）
2. 学識経験者
3. 医師会，病院協会，薬剤師会，臨床検査技師会，看護協会から選出された者
4. 広島県赤十字血液センター職員
5. 広島県血液行政担当者
6. その他必要と認められる者

### (名称)

第3条 本会は、「広島県合同輸血療法委員会」と称する。

### (役員)

第4条 本会役員として委員長，副委員長，幹事を置く。

1. 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。
2. 副委員長は、委員の互選により定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 幹事は、定数を含め委員の互選により定め、会議の招集、議題の選定に際し、委員長及び副委員長を補佐する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員任期は、前項の規定を準用する。

### (委員会の開催)

第6条 本会は年1回開催する。（必要に応じ、幹事会を開催する。）

### (事業)

第7条 本会は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 情報交換（医療機関ごとの血液製剤の使用状況など）
2. 輸血医療の標準化
3. 研修会の企画
4. その他血液製剤の適正使用を推進のために必要なこと

### (ワーキンググループ)

第8条 委員長は、別に定めるワーキンググループ設置要綱に基づき、本会内にワーキンググループを設置することができる。

### (事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、広島県健康福祉局薬務課及び広島県赤十字血液センター学術・品質情報課に事務局を置く。

### (その他)

第10条 本要綱に定めるものの変更等については、本会において協議し定める。

2. 本要領に定めるもののほか、必要な事項は本会において協議し、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 21 日から施行する。

## ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1条 広島県合同輸血療法委員会設置要綱第8条に基づき、広島県における安全かつ適正な輸血療法の推進に資するため、次の二つの職種ごとにワーキンググループを設置する。

- (1) 臨床検査技師
- (2) 看護師

### (任務)

第2条 各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野について、課題の検討及び解決に向けた活動を行い、必要に応じてその結果を広島県合同輸血療法委員会に報告する。

### (構成)

第3条 各ワーキンググループの班員は、広島県合同輸血療法委員会委員長が委嘱する。

- 2 各ワーキンググループの班員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する事業の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (正副班長)

第4条 各ワーキンググループに班長及び副班長を置く。

- 2 班長及び副班長は、班員の互選により定める。
- 3 班長は、ワーキンググループを代表し任務を総括する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 ワーキンググループは、各班長が必要に応じて召集し、班長が議長となる。

- 2 班長に事故のあるときは、あらかじめ班長が指名する班員がその職務を代理する。
- 3 班長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。
- 4 班長は、班員のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、広島県赤十字血液センター内に置く。

### (その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、広島県合同輸血療法委員会委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成30年7月21日から施行する。

# 広島県合同輸血療法委員会名簿

(R1.5.25 現在)

区分	所 属	役職(※)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 毅	
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	
	安佐市民病院 腫瘍内科主任部長	委員長	北口 聡一	
	呉医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	広島市民病院 副院長兼外科部長	委員長	岡島 正純	
	福山市民病院 中央手術部長兼麻酔科統括科長	委員長	日高 秀邦	
	厚生連広島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 呼吸器外科部長	委員長	山木 実	【新】
	東広島医療センター 診療部長	委員長	中谷 圭男	
	呉共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 血液内科部長	委員長	木口 亨	
	福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	尾道市立市民病院 内科医長	委員長	大城 勝	【新】
	広島西医療センター 血液内科医長	委員長	黒田 芳明	【新】
市立三次中央病院	委員長	丸山 聡	【新】	
学識経験者	元広島大学病院輸血部長		高田 昇	
	広島赤十字・原爆病院 検査部	部長	岩戸 康治	
	広島大学大学院医系科学研究科(疫学・疾病制御学)	教授	田中 純子	
	広島大学原爆放射線医科学研究所	教授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部 医療技術学科	教授	国分寺 晃	
関係団体	一般社団法人広島県医師会	常任理事	大谷 博正	
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	一般社団法人広島県病院薬剤師会	会長	松尾 裕彰	【出身団体変更】
	一般社団法人広島県臨床検査技師会	副会長	米田 登志男	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	山本 雅子	
その他	総合病院 庄原赤十字病院 検査技術課	課長	佐藤 知義	
	広島県赤十字血液センター	所長	山本 昌弘	
	広島県健康福祉局	局長	田中 剛	
	広島県健康福祉局薬務課	課長	應和 卓治	

(※):医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職